

令和4年第6回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和4年11月28日（月曜日）

議事日程第1号

令和4年11月28日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号
- 日程第6 議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで及び同第123号から同第125号まで
- 日程第7 議案第110号から同第120号まで及び同第126号から同第129号まで
- 日程第8 議案第121号
- 日程第9 請願第4号、同第5号、陳情第10号及び同第11号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号
- 日程第6 議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで及び同第123号から同第125号まで
- 日程第7 議案第110号から同第120号まで及び同第126号から同第129号まで
- 日程第8 議案第121号
- 日程第9 請願第4号、同第5号、陳情第10号及び同第11号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番 利根川 正 君                      2番 阿 部 裕 和 君

3番	横山人美君	4番	新保峰孝君
5番	松尾徹郎君	6番	伊藤麗君
7番	田原洋子君	8番	渡辺栄一君
9番	加藤康太郎君	10番	東野恭行君
11番	保坂悟君	12番	田中立一君
13番	和泉克彦君	14番	宮島宏君
15番	中村実君	16番	近藤新二君
17番	古畑浩一君	18番	田原実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	井川賢一君
総務部長	渡辺孝志君	市民部長	小林正広君
産業部長	大嶋利幸君	総務課長	渡辺忍君
企画定住課長	中村淳一君	財政課長	山口和美君
能生事務所長	高野一夫君	青海事務所長	猪股和之君
市民課長	川合三喜八君	環境生活課長	猪又悦朗君
福祉事務所長	磯貝恭子君	健康増進課長	池田隆君
商工観光課長	大西学君	農林水産課長	木島美和子君
建設課長補佐	古平明君	都市政策課長	五十嵐博文君
会計管理者	嵐口守君	ガス水道局長	樋口昭人君
会計課長兼務		教育長	鶴本修一君
消防長	竹田健一君	教育委員会こども課長	嶋田猛君
教育次長	磯野豊君	教育委員会生涯学習課長	
教育委員会こども教育課長	小野聡君	中央公民館長兼務	穂苅真君
教育委員会文化振興課長		市民図書館長兼務	
歴史民俗資料館長兼務	山本喜八郎君	監査委員事務局長	山川直樹君
長者ヶ原考古館長兼務			
市民会館長兼務			

〈事務局出席職員〉

局長	松木靖君	次長	松村伸一君
主査	水島誠仁君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和4年第6回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、田原洋子議員、16番、近藤新二議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、11月21日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

去る21日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

本日招集されました第6回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、条例議案が9件、令和4年度補正予算が9件、指定管理者の指定が32件、その他3件の議案、合計53件のほか、諮問案件が2件であります。

このうち、諮問第3号及び第4号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

その他の議案につきましても、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することで委員会の意見の一致を見ております。

次に、会期及び日程について申し上げます。

会期は、本日28日から12月15日までの18日間とし、日程は、お手元配付の日程表のとおりです。

また、一般質問は15名となり、3日間で人数を振り分けることとしたことから、12月7日を休会といたします。

次に、請願・陳情の取扱いについてであります。請願第4号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願、請願第5号、免税軽油制度の継続に関する請願、次に、陳情第10号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出、陳情第11号、民主主義の根幹である法の下での平等を守る為の陳情の、請願2件と陳情2件が受理されております。

請願第4号は市民厚生常任委員会へ、請願第5号及び陳情第10号は建設産業常任委員会へ、陳情第11号は総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

次に、委員長報告につきましては、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会の各常任委員長と議会運営委員会委員長から、閉会中の所管事項調査につきまして、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議会運営についてであります。一般質問の順番につきましては、通告書を期限までに提出できない場合の対策として、先例申合せによる他の議員へ依頼の代理出席の方法に加え、メールでの提出も可能とし、その際、議員が事務局へ電話で申出をした上で、本会議初日の午後3時以降に空いている発言順位を選択できることといたしました。

ただし、この取扱いは、あくまでも新型コロナウイルスの感染や疾病、けが等、不測の事態に対応するためのものでありますことを確認し、今後、先例申合せの改正をすることといたしました。

次に、議員が新型コロナウイルスに感染した際の公表の取扱いにつきましては、国の方針により、感染者の全数把握をしなくなり、市町村レベルでの人数の公表をしなくなったことに合わせ、議員名の公表はしないこととすることで、委員会の意見の一致を見ております。

最後に、来年度の塩尻市議会議員との姉妹都市交流事業の実施方法につきましては、これまで1泊2日の日程で行ってりましたが、日帰り、試験的に実施することとしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

### 日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について。

市長から、行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和4年第6回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき誠にありがとうございます。本定例会におきましては、条例の制定や補正予算など、53件の議案のご審議をお願いいたしましたものであります。この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に、道路除排雪管理システムの運用開始について、ご報告申し上げます。

今シーズンの道路除排雪につきましては、除雪機械にGPS端末機を搭載した「道路除雪管理システム」を活用して行います。新たなシステムは、12月1日から運用を開始いたします。

これにより、除雪路線ごとの除雪状況を確認できるほか、事務手続の省力化により除雪業者の負担軽減を図り、安全・安心な冬期交通の確保に努めてまいります。

2点目に、登録有形文化財に関する答申について、ご報告申し上げます。

11月18日に、国の文化審議会が開催され、えちごトキめき鉄道株式会社が所有する市振駅駅舎、市振駅ランプ小屋、親不知駅駅舎の3件の建造物を登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。

3件とも、竣工から100年以上経過しており、明治末期の旧北陸本線の駅舎やランプ小屋の様相を伝える特徴的な建造物であることが評価されたものであります。

登録は、答申後に行われる官報告示をもって正式決定となり、この結果、当市に所在する建造物としての登録有形文化財は11件となります。

なお、官報告示は来年の2月頃となる見込みであります。

今後は、えちごトキめき鉄道や地元と連携し、貴重な文化財の保存と積極的な活用を進めてまいります。

3点目に「糸魚川市駅北大火復興事業総合竣工式の開催」について、ご報告申し上げます。

お手元に当日のパンフレット案を配付いたしましたのでご覧ください。

12月10日の土曜日、市民会館で、竣工式典を開催いたします。

式典では、東京理科大学の関澤 愛教授から「駅北大火からの復興のあゆみ」について、ご講演いただく予定といたしております。

また、本年度も市民の皆様が主体となった火の用心夜回り隊による夜間警戒活動や、市民公園を活用したイルミネーション、キターレや広域商店街などで飲食や販売促進等の催しが行われます。多くの皆様からご参加いただきますようお願いいたします。

最後に、糸魚川駅開業110周年記念事業の実施について、ご報告申し上げます。

12月17日と18日に、糸魚川駅開業110周年を記念したイベントを開催いたします。

NGT48メンバーの一日駅長就任や記念切符・入場券の販売、自由通路での物販、ジオパル内での写真展などのほか、直江津D51レールパークで所蔵しているSL列車が糸魚川駅に入線し、構内を走行する予定であります。

引き続き、糸魚川駅の利用促進を図るとともに、皆様と一緒に110周年をお祝いできるイベントとなるよう準備を進めてまいります。

以上、4点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は、終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、11月17日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、公務員と選挙の関わり方について（特別職、議員を含む）、子育て支援についてであります。

まず、公務員と選挙の関わり方についてであります。担当より、糸魚川市選挙管理委員会が、令和3年8月11日、公職選挙法違反の疑いで藤田年明前副市長を告発した件について、令和4年

10月17日に、新潟地方検察庁から処分通知が届いた。処分区分は不起訴であり、処分年月日は令和4年10月13日となっている。また、その後、新潟地方検察庁に対し、不起訴の内容について確認したところ、嫌疑不十分であるとのことであった。その後、11月9日に選挙管理委員会を開催し、今後の方針について、検察審査会への申立てはしないこととした。以上のことから、現在、一時差し止めになっている退職金については、差し止めを解除、支給することとし、予算については12月定例会に補正予算として計上する予定としていると説明があり、委員より、この件について、副市長の職を辞して、ニュース、報道でも大きく取り上げられ、社会的制裁も十分に加えられているということを考えても、いわゆる情状酌量があったという感じではある。検察側の判断であるから、それに従うという選挙管理委員会の姿勢は認められると思うが、それは同時に、今後の選挙において、地位を利用するような言動があっても構わないということなのかという質疑に対し、担当より、本来は、公職選挙法違反であるという意味で、選挙管理委員会は、その疑いがあるから告発したのであり、以後同じような行為をすること自体が公職選挙法違反になるという戒めになったと思っていると答弁があり、委員より、不起訴処分となり、退職手当が支給されるということだが、これは、行政として粛々とその手続をするしかないのか。市民感情として、不起訴処分であるが嫌疑不十分ということから、明らかに白ではないという、そういう認識を持つ方もいる。そのような市民感情に対してどのように対応するのかという質疑に対し、担当より、市民の皆さんの中には、そのような感情の方もいると思うが、副市長という役割を遂行し、その後、辞任したことで社会的責任は取れたという部分もあり、今まで勤めてきた部分に対しての退職金について、不起訴となったということは罪にならなかったということなので、市民感情は十分に分かるが、そのように考えていきたいと答弁がありました。

次に、子育て支援についての妊産婦支援については、担当より、糸魚川総合病院では、産婦人科医師の退職意向により、令和5年2月までの分娩予定者は、糸魚川総合病院で対応し、令和5年3月以降の分娩予定者については、ほかの施設へ紹介すると7月に発表されている。これを受け、令和5年3月以降、糸魚川総合病院での医師確保ができなかった場合の、市による3つの妊産婦支援策について説明があり、1つ目が、出産時タクシー費用助成。2つ目が、出産時の宿泊費用助成。3つ目が、子ども誕生祝い事業の拡充で、これらの支援策について説明がありました。

委員より、医師確保できるかできないかは、4月になればはっきりするということか。一縷の希望はあるのか。今回の支援策は、来年度予算までの暫定的な考え方なのか。4月、5月の出産は、対象外ということなのか。3月のみではなく、やるならやるで誤解のないように、その辺はどのように対応していくのかという質疑に対し、井川副市長より、医師確保については、現状では報告できることはないが、今後も活動を続けていく。今回の子ども誕生祝い事業の拡充、3月分というのは、これまで糸魚川総合病院で出産した場合に、健康増進課の事業で、出産奨励金として5万円を支給していたが、糸魚川総合病院で出産の機会がなくなるということで、今回の3月分については、5万円をこども課の事業で追加させていただくもの。それ以降は、産婦人科医師確保の状況によるが、少なくとも新年度については、これに準じた、あるいはこれより下がらないような制度を設けたいと考えている。仮に医師が見つかった場合でも、子育て支援という観点から、これまでどおりの支援でいいのか、それも含めて検討し、新年度予算のところで改めてご審議いただきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、横断的に、教育委員会と行政部局と合わせた計画づくりがいる。そのための音頭取りが必要。各課連携などを図れるところで、全体的に、しっかりと責任を持たせて行う必要がある。企画定住課だけの問題でもないし、こども課だけの問題ではない。この人口問題は、何もしなければ負け。ほかの地域と同じことをやっても現状維持。新しいことを採り入れていく考え方を持たないと難しい。肝を入れてやってほしいと思うがいかがかという質疑に対し、井川副市長より、なかなか市内連携がうまく取れていないというご指摘もある中、各課でやっている子育て支援や人口減少に係る事業を全部寄せて、しっかり本当にこの方向でいいのか、足りないところがないのかという検証を行い、新たな予算を組みたいというふうを考えており、これも次の予算のときにご意見をいただきたいと思っている。しっかり取り組んでいきたいと答弁がありました。

このほかにも意見がありましたが、割愛させていただきます。

なお、11月17日開催の委員会は、私も含め欠席者がいたことから、11月9日、10日に石川県能美市及び福井県あわら市において実施した市外調査の集約は、本定例会中の委員会で行うこととなりましたので、その内容は最終日に報告させていただくこととします。

また、私が委員会を欠席しておりますので、委員長報告へのご質問につきましては、横山副委員長が回答いたしますので、あらかじめご了承ください。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

前副市長の選挙違反疑惑の問題ですが、不起訴になったというその意味は、前副市長が、藤田副市長が職を辞するということも含めて不起訴になったというふうに私は捉えているんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（松尾徹郎君）

先ほど委員長報告にもございましたが、当日、東野委員長が欠席をしております。今ほどの新保議員のご質問につきましては、答弁は横山副委員長からお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山副委員長。〔3番 横山人美君登壇〕

○3番（横山人美君）

新保議員の質問にお答えいたしたいと思います。

委員会の中で不起訴の内容につきましての質疑がございました。嫌疑不十分の受け取り方というものについての質疑がございましたが、それについてご報告させていただきます。

担当より、不起訴の内容につきましては、大きく3つに分けられる。1つは、いわゆる嫌疑なし、もう一つは、起訴猶予処分といまして、いわゆる犯罪行為はあったけれども、いろいろな事情を鑑みて、起訴までは行かない。3つ目は、嫌疑不十分、罪の疑いがあるけれども、それを証明する証拠が見当たらなかった。この3種類についての説明がございました。その中に、退職するかそういう質疑応答というものはありませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

こういう選挙違反で、副市長が選挙違反を行った疑惑が持たれ、それについて一定程度の証言なり、言ってみれば証拠に近いような、そういうことも示されている状況の中で、当本人が藤田副市長が辞めるということがあって、不起訴になったということになれば、証拠不十分とは言いながら、十分ではないけれども一定程度の証拠はあるということにも受け止められるわけですよね。議会の中でもそういう点やったわけですから、ですから今後、もし同じように副市長が公職選挙法違反の疑いがあるような、そういうことを行って、一定程度それを市の関係者なり頼まれた方が態度を示すようなことがあれば、同じように辞職をしてもらおうというふうに私は、本人から辞職をもらおうというふうに受け取ったんですが、そういう点は議論はされませんでしたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山副委員長。〔3番 横山人美君登壇〕

○3番（横山人美君）

質疑応答の中で、委員より、証言はたくさんあったけれども、それでも証拠不十分になるのか、何が足りていないのかという質疑がございました。それに対して担当課より、具体的に何が足りなかったという点は、検察庁からお聞きはしていないという答弁がございました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

藤田副市長が、市長と話をしていたという内容は、本人同士でなければこれは分からないことですよ。そういうことも明らかにならなかったということも、これも不起訴の要因になったんでないかなというふうに思うんですが、私は、市長の責任というものもあると思います。上司なわけですからね、言ってみれば。そういう点を考えて、今後、一般職員というよりも自分で権限を持っているそういう立場の人は、立場の方は、きちんと公職選挙法なり法律を守るということをきちんと

やってもらいたいということを述べて終わりたいと思います。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、11月16日に、観光振興について、中心市街地活性化について、ガス・水道事業についての3項目について所管事項調査を行っておりますので、調査の概要についてご報告いたします。

観光振興については、柵口温泉権現荘の施設の現状と課題について調査をしておりますので、概要についてご報告いたします。

担当課より、リニューアル事業については、平成26年度の第1期工事では、浴室改修、老朽化した壁・天井等の内装及び洗い場の改修、脱衣所の改修と露天風呂出入口改修、ナノミストサウナの設置、露天風呂の屋根増設、1階客室のレストランへの改修、エレベーターの設置、2階客室の内装工事と廊下の空調設備設置、浴槽のボイラーの木質ペレットボイラーへの変更新設などで、工事費が約2億円。平成27年度の第2期工事では、本館施設の取壊し、フロント・売店・事務室等の内部改装、玄関ポーチと浴室施設の丸の湯の新設、灯油タンクの撤去、外構工事、無線LAN設置工事などで、工事費は約1億2,140万円。

以上、リニューアル工事の合計は3億2,109万円、実施設計委託や備品購入など、工事以外の経費と合わせた総事業費は3億9,303万円となった。

以後必要となる大規模改修工事については、東館全館の空調が老朽化し、冷房の効きが悪く、改修が必要、風呂のろ過装置や超音波ポンプなど老朽化し改修が必要、源泉からお湯を送っている管の洗浄などであり、これらの工事を行った場合、概算で約7,350万となる。ただし、以上の事業は今後の施設の状況により変わるため、実施時期を令和5年度以降とし、具体的な整備年度は決定していない。

また、次期指定管理者については、9月30日を締切りとして募集し、説明会に8社の参加があったものの最終的に応募者はなかった。令和5年度からの運営について現在検討中だが、日帰り温泉の運営を継続する中で、施設の譲渡なども含め検討していると説明がありました。

これに対して、委員より、指定管理を受けた後、心配なのは源泉が枯渇することだ。もし温泉が止まればお客が来なくなるが、市としてどう考えているか。指定管理者募集の折にどのように説明をしたかとの質疑があり、担当課より、源泉は2年おきに調査を行い、当初より若干は減っているが、まだ潤沢に出ている。基本的に管理は市で行い、現時点で急に枯渇することはないと判断しており、源泉は市で責任を持つと説明したと答弁がありました。

委員より、平成26年からの工事に約4億円かけ、指定管理者制度で民間のノウハウで利益を出そうとしたが、この6年間は利益が出てなかったことをどう受け止めているか。施設に魅力がない、時代に合わないと捉えられているのではないかと質疑があり、担当課より、1期目は平成29、30、令和元年度の3か年で徐々に赤字を解消し、令和2年、3年、4年については黒字化していくと想定したが、その時点でコロナが発生し、経営が苦しくなってきた。基本的には黒字になる施設と想定している。温泉施設は、周辺にも多く競合する部分はあると思うが、この場所については、近くのスキー場やゴルフ場との相乗効果も期待される。帰りにマリンドリーム能生へ寄るなど、地域全域の経済活動に寄与しているので、必要な施設だと認識していると答弁がありました。

委員より、レストランなど食事ができる場所を残すかが課題だ。東館と西館の使い分けの中でどのような形となるかとの質疑があり、担当課より、日帰り温泉の食堂を残すかどうかは、今後の在り方も含めて協議したい。基本的に西館を中心とした運営を想定し、どちらかという本館から西館への流れを中心とした活用を検討していると答弁がありました。

指定管理者募集結果と次期の運営については、委員より、8社が説明会に来たが、最終的に申込みがなかった原因は何か、何らかの対策を取る必要があるが、指定管理料ゼロが原因なら、今後指定管理料を出すという考えがあるかとの質疑があり、担当課より、指定管理料がない、コロナ禍でこの先の経営の見通しが立たない、本社が遠方で実際来てみると遠いという御意見をいただいたが、再度募集は難しいと考えている。どのような運営形態になるか分からないが、日帰り温泉は運営していきたいので、指定管理の在り方を検討していると答弁がありました。

委員より、日帰り温泉を維持していく方法、運営について質疑があり、担当課より、想定できるのは直営だが、市役所でやるよりは委託事業の形で事業所を募集し、委託するのが正しいやり方だと思う。予算を決定しない限りは委託できないので、予算のときに何らかの方針を挙げさせていただき、それ以降の検討となる。日帰り温泉を堅持する中、これからの交渉で例えば譲渡とか受けてもらえる団体があれば、そこの経営の検討をすると答弁がありました。

委員より、春以降の宿泊対応について質疑があり、担当課より、現時点では指定管理者がいない状況なので、宿泊を受けることは難しいと答弁がありました。

委員より、指定管理者がいないことを理由に譲渡するとして、持ち出しがなくなるので、無償で譲渡しても今の状態を続けてもらえれば一番よい。市は有償とするか、無償でいいのか、その辺の考えはあるかとの質疑があり、担当課より、維持費が毎年かかるので、無償で譲渡しても数年たてば効果が現れる可能性も出てくる。譲渡か売却かも含めて今後検討し、何らかの形ができれば説明できるものと思うと答弁がありました。

委員長より、現在の市の考え方の整理をする質疑、及び事業内容の見直しや経営計画の提示など、12月議会で市長からの提案があるかとの質疑を出し、副市長より、権現荘は収益施設ということで指定管理料なしで公募し、結果応募がなかったということで指定管理という形は難しいと考えている。権現荘の施設は、基本的には維持をしていきたいと考えており、現状の指定管理の継続ができないならば、施設の譲渡も含めた検討が必要だ。ただ、これからいきなり施設の譲渡が4月までに整うかは相手方もあることなので難しい。そういった中で当面直営で日帰り温泉を維持していく。

一方で譲渡の応諾がある場合は、現状の施設の形式で存続できるようにしていきたい。地元の方には説明しておらず、地元の意向も踏まえるための意見聴取をしたいと思う。全体の計画については現在市のほうで取組を進めているが、できるだけ早い時期に議会にお示ししたいが、12月の議会で言えるかどうか即答できないと答弁がありました。

ほかにも闊達な質疑は交わされ、意見も出されましたが、割愛させていただきます。

続いて、中心市街地活性化については、駅北子育て支援施設の検討状況について調査をしておりますので、概要についてご報告いたします。

担当課より、現在、基本計画の策定作業を進めているところで、図面を示して説明すべきところだが、まだ検討調整すべき事項があり、本日はまだ示すことができないとして、計画の骨子を説明すると断りがあり、A3用紙1枚裏表の資料により、1、目的及び背景について、2、市の人口構造の状況について、3、施設の基本情報について、4、施設機能と規模について、5、整備スケジュール案が説明されましたので、骨子にある機能と規模の概要と今後のスケジュールの案をご報告いたします。

子育て支援センター部分は、80平方メートル程度の広さを確保し、1日15組程度の利用を想定し、妊産婦支援機能として相談窓口やマタニティスクールなどの開催を予定。一時預かり保育は50平方メートル程度の広さを確保し、事前予約制で1日5名程度のご利用を想定。プレイルームは450平方メートル程度で小学生までの利用を想定し、絵本コーナーも含む。図書学習スペースは250平方メートル程度の広さで雑誌・図書を約3,000冊備え、15名程度のご利用を想定した読書スペースと、10名程度がご利用できる学習スペースを設ける。ギャラリーイベントスペースとして100平方メートル程度の広さを有し、壁面展示もできるような設備とともに市民のイベント利用も行える場所づくりを想定。その他のスペースとして、プレイルームで遊ぶ子供を見守るための場所や会議室、また給湯や手洗いなどを備えた自由に飲食ができる場所として100平方メートル程度の確保を予定と説明がありました。

整備スケジュール案については、今年度内に基本計画を策定し、来年度4月以降に、施設の整備運営を見据えた事業協力者の募集、選定を行いたいと説明がありました。

続いて、ガス水道事業については、ガス料金の改定について調査をしております。

担当課より、令和5年4月から原料ガスの購入価格が変更となることに伴い、ガス料金の改定を予定。資料で標準的な家庭の毎月のガス料金の推移を示し、令和4年11月分は条例料金表の料金5,353円と原料費調整額2,073円を合わせた7,426円が実際に支払うガス料金。今回の料金改定は条例料金表の料金5,353円を7,658円に改定し、11月分料金7,426円との比較では、差額232円が実際の値上げ分となると説明があり、続いて、このほか原料ガス価格、ガス費用の原価算定、改定後のガス料金の平均単価、原料費調整単価の基準の変更と推移、毎月の

ガス料金の計算等について、それぞれ説明がありました。

この説明に対して委員より、ガス費用原価算定の人件費について、ガス水道局の職員の人件費が現行だと8,193万6,000円で100万ちょっと下がるイメージだが、人数を減らすのか、残業等を減らすのかとの質疑があり、担当課より、人件費の差は、時間外勤務の削減に努めているが、一番は人事異動等による職員の年齢構成の変更が原因となっていると答弁がありました。

委員より、値上げはやむを得ないけども、年金暮らしの方には何か補助とか市内の連携とか、対策を取られておるのかとの質疑があり、副市長より、ガス事業は企業会計で、その中で採算が取れなければ値上げはやむを得ない部分がある。低所得世帯等への対応については、一般会計で非課税世帯に5万円の給付をしたり、12月補正でも低所得世帯への給付の予算を上程する予定にしており、その対応が1つと、国でも電気料金あるいはガス料金の軽減策を考えていることと併せて、市民の負担がどの程度になるか把握した上で、まず必要な対策があれば取っていききたいと答弁がありました。

次に、建設産業常任委員会では、10月26日、長野県東御市、デマンド交通について、10月27日、長野県軽井沢町、観光振興について、10月27日、群馬県みなかみ町、自伐型林業について、市外調査を行っていますので、その集約について、委員より出された主な意見を紹介いたします。

まず、長野県東御市のデマンド交通についてですが、東御市の平成17年度以前の公共バス交通は、廃止路線代替バス4路線8系統、市営バス2路線8系統、巡回バス曜日変更4路線、小中学生用契約バスなどが混在して運行され、路線や曜日によって変化する時刻が複雑なこともあって、日中は利用客がほとんどいないという、極めて非効率で、かつ費用対効果が小さい仕組みになっていました。

平成17年度に交通システムの検討委員会を設置して検討を重ねた結果、同年12月に委員会から交通システムへ移行すべきとの提言を受け、平成18年4月に交通システムの基本方針を決定しましたが、そこから一部抜粋しますと、廃止路線代替バス、市営バス、巡回バスなど、運行を発展的解消して、交通システムを構築し運行する。新交通システムは、朝・夕の通勤通学の時間帯と昼間の時間帯に大きく分けて、次の2つの運行方式を組み合わせたとし、朝・夕の通勤通学時間帯は、定期定路線での運行方式とする。昼間の時間帯については、需要に応じて戸口から戸口へと送迎する方式のデマンドシステムとするとしました。

平成18年5月には、運行計画策定委員会を設置し、交通システムの定路線、運行回数、デマンドシステムの仕組みなどについて協議し、併せて市役所、商工会、システムコンサルタント、運行事業者による実務協議を重ねて、運行内容を決定、同年10月2日に新交通システムをスタートしました。

以上の東御市の交通システムの事例に対して、メリットとしては、自宅の玄関先から目的地まで行ける利便性はかなり高く、朝の通勤時間帯と昼間の時間帯でのデマンド交通の利用で運行方式を組み合わせている。また、タクシー業者は、昼間の固定客が見込めない時間帯にシステムを導入することでうまく回るようになる。それと免許返納時の高齢者に36回分の回数券が与えられているという形で免許返納する機会にもなる。

デメリットとしては、利用者が体力的に弱いとわがままが出てくる。その場合は運転手が対応し

なければいけないが、対応次第で利用客が離れてしまう。糸魚川市でタクシーの定額運賃実証実験をこの2月末まで実施する予定だが、それらを絡めることにより、市街地ではタクシー、山間地においてはデマンド交通を、朝・夕の通勤時間と昼間の閑散時でうまく組み合わせて運行したら、糸魚川でもできると感じた。

また、糸魚川市においてもデマンド交通があると市民の利便性が上がると感じた。実際に取り組んでいるならでは、福祉車両とのすみ分けが必要という課題をお聞きし、また、どの年代層をターゲットにするかも議論が必要というお話だったが、高齢者はもちろんだが、小中高生の駅まで距離があるご家族も多いと思うので、送り迎えの代わりに子供が駅へ行くのにデマンド交通が使えると非常にありがたいと感じたといった意見が出されました。

次に、軽井沢町、観光振興については、明治中期に外国人宣教師が気候風土を気に入り別荘を建築して以来、国内外の著名人（政財界、文学者等）へ紹介したことで別荘文化が始まり、その頃から外国人や訪問者を受け入れてきた歴史があり、訪問者を快く受け入れて交流する風土が根づいているが、それこそが国際親善文化観光都市の住民にふさわしい「おもてなし」の心につながっていると考える。ほかにも国際会議等が多数開催されており、過去のサミット開催には、「外国人客おもてなし研究シンポジウム」や「サミット食堂」、「クリーンアップ事業」等、様々な機運醸成イベントを行っており、町民の幅広い層で「おもてなし意識」が定着している。

インバウンド誘客事業は、軽井沢観光協会と連携して、インバウンド向けPR動画としてSNSを利用し、現在の軽井沢を伝え、認知度アップと観光に行きたくなるよう努めている。その拠点として、軽井沢観光会館を観光行政における総合案内所と位置づけ、軽井沢町より指定管理で管理・運営業務を委託し、訪れた国内外のお客様に観光名所や開催中のイベント、交通機関、宿泊施設、お土産情報など観光を楽しむための様々な情報を案内していると説明を受け、現地で軽井沢観光会館の施設も見学、利用させていただきました。

以上の軽井沢町の観光振興に対して、軽井沢の観光パンフレットが紙ベースじゃなくデータで全部持ち帰ってもらうということで、これからの時代の流れだと感じた。有料トイレ1回100円というのも実際使わせていただいたが、道の駅での綺麗なトイレも今後やっていく必要があると思う。台湾へ市長自ら行き、直接向こうへ売り込んでいくトップセールスが大事だ。また、観光協会も大使館に行って直接軽井沢へ案内することが、誘客につながるという話も大変よかった。地元の日本語以外話ができない人も、年寄りでも外国人を特別な人として見ないで、平気で手振りで話をするというところも、今後取り組んでいく必要があると感じた。

また、軽井沢の街の表示物は、必ず日本語と英語でしっかり表示されているのがよく分かる。外国の方も、日本語よりも英語のほうが勉強していて、もし分からなければ話をして聞くことで、それがコミュニケーションにつながる。また、平日ではあったが、デマンド交通のボンネットバスが走っていて、1つ観光の目玉にもなっていた。また、観光協会の職員数がかなり多く、観光に力を入れているだけあって、職員もそれだけ配置が必要と感じたといった意見が出されました。

次に、群馬県みなかみ町、自伐型林業についてですが、みなかみ町は、群馬県で一番広い面積781平方メートルと約8分の1を占めている。総人口は、令和2年11月で1万8,318人、山林が町の広さの95%を占め、自然を生かした観光と農業が盛んで、水のアウトドアを求めて年間15万人が訪れている。2017年6月14日に、ユネスコエコパークに認定され、以来、ユネ

スコエコパークの町としてSDGsに取り組み、観光・農林業・教育・福祉・エネルギーなど様々な分野を有機的に連携させた地方創生の推進を図ることとし、2019年7月に国からSDGs未来都市に選定された。また、町の民有林の約3分の2が広葉樹天然林で、これらのほとんどが、まきや炭、キノコのホダ木などで活用され、里山が形成されていたが、近年は人の手が入らず放置状態となっていたため、対策の一つに自伐型林業を進めることになった。

自伐型林業とは、自分で木を伐採し、木を使ったり売ったりする林業で、森林所有者や地域住民による自立・自営の昔ながらの林業として、荒れた山々に再び手を入れ、持続可能な里山づくりを目指す取り組みで、みなかみ町は自伐型林業の推進に向けての調査・フォーラム・研修・個別支援など、自伐を推進するための取組を平成28年に開始した。

みなかみ町では、林業にまつわる機材の貸与を行っている。糸魚川市内でも林業のことに取り組む民間組織があり、構成員のメンバーを見ると大丈夫そうだが、例えば市民団体レベルでちょっと林を手入れして遊び場にしていきたいときに、市が機材を貸与してくれるとありがたいと感じた。糸魚川でも機材の貸与、破砕機、まき割り機、炭化炉等を1台でも借りられるような体制ができるといいと思った。

また、みなかみ町は、糸魚川より森林が多く、約9割が森林だということで、子供の頃からまき割り体験だとか、木のたまごを作って、たまごプールを作ってその中で遊ばせたり、木に親しんできていて大人になっても木を大事にするのだと思った。また、自伐型林業は、慣れない人たちがやるので、最初は緊張していて事故もないが、五、六年たつと事故が多いということで安全作業に徹するように指導していくというところも学びとなったといった意見が出されました。

今回の視察、市外調査に関しましては、事務局に大変お世話になり、議長より全行程にご同行いただきました。また、それぞれの調査項目を行政の担当課から同行していただき、情報共有と行政課題の共有ができたことはよかったですと思います。この場で委員長より、お礼を申し上げたいと存じます。

以上で、建設産業常任委員会の閉会中の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいま建設産業常任委員会の委員長報告をお聞きいたしました。その中の子育て支援センター、何を作るかの内容にまで波及して、言及して調査を行ってようだけでも、もう一度、所管というものを考えていただきたいと思うんですね。建設産業常任委員会は、子育て支援センターの何を検討するのか、そして、総務文教常任委員会は、それを何を審査するのか。これどうも所管の調査事項を逸脱してるように考えるんだけど、これにつきまして何かご意見とか、また、委員長としての方針とかございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

お答えいたします。

所管をどのように考えているかということでございます。これまでも総務文教常任委員会の正副委員長とは、お話を重ねてまいりまして、また、議長にも入っていただいて、今後の進め方については話合いをしているということでございますが、今回の所管事項の中では、そのことに触れることはございませんでした。

委員長の方針としましては、今の話合いの中で進めているところのことに沿って、委員会を今後この所管を続けていくのか、また次のステージに行くのかといったところを、これをまた委員会の中で皆さんと考えていくべきであろうと考えているところです。

以上でございます。

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長に申し上げますが、委員長報告の範囲を超えないようにお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これは田原委員長、検討の今までの経過を率直に、これを言わないと古畑議員、納得しないなど思って言っていたと思う。委員会の中での発言以外、なかなか委員長の報告としてはしばらくの部分があるというのは百も承知でお聞きしたんですが。

これは言うとしたら、じゃあ議長、議会運営委員会の委員長として申し上げますが、この所管につきましても、もう一度、整理する必要があるんじゃないかと思います。建設産業常任委員会としても、何が造るか分からないのに建設場所だけ選べとかと言われても困りますよね。それが商業用の施設になるのか、本当の福祉の施設なのか。対象となる既存の施設だって、たくさんあるんですよ。何もそこに12億円ですか、かけてやる必要ないんじゃないかということ言ってる市民の皆さんもたくさんいます。ましてや、1日15人の施設でしょう。対象となる人間は9人でしたかね。それらのために、そこまでの施設が要するのかというのが出ております。議会はしっかりそれを調査してるのかと言いますが、内容についてはなかなか手を突っ込むことができないし、建設産業常任委員会としても、それが必要なのかどうなのかじゃなくて、どこに建設するというところがテーマになってると思います。

これ全体にしてみても所管の割をしっかりと、もう一回整理する必要がある。もしくは合同審査、もしくは特別委員会などをつくるようにして、変にたがをはめて、それは所管外だとか、それは発言しちゃ駄目だとかというよりも、縦割りの弊害というか、これは議会の問題ですから、議会側で外すべきだと思います。

これは議長も答えられない。建設産業常任委員会も、この場では答えられないので、これでやめますが、総務文教常任委員会の正副委員長のみならず、全ての議員が発言できるようにしてほしいと思います。これは、最後は質問というよりも要望になりますが、答えにくいところをよく答えて

いただいたと思いますけどね。議長におかれましても、建設産業常任委員会の委員長にいたしましても、よろしくご対処をいただきたいものであります。

これで質問を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。失礼、11時10分、失礼いたしました。

〈午前11時04分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中に市外調査及び所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

まず、10月19日、20日に市外調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査内容は、千葉県柏市のフレイル予防の推進について、栃木県宇都宮市の重症心身障害者医療的ケア事業及び医療的ケア児支援の連携についてと、うつのみや健康ポイント事業についてであります。

まず、千葉県柏市のフレイル予防の推進についてであります。

柏市は、千葉県の北西部に位置し、人口は約43万人、高度経済成長期に首都圏のベッドタウンとして発展したまちで、高齢化率は26.04%です。

フレイルとは、年齢に伴って筋力や心身の活力が低下した状態を言い、このフレイルという中間

的段階から要介護状態になっていきますが、適切な介入により健康状態まで改善することが可能であります。

柏市は、平成27年より、全国に先駆けてフレイルの兆候をチェックする、フレイルチェックを開始しており、その取組について、柏市保健福祉部福祉政策課・地域包括支援課から説明を受けました。

平成22年、高齢化率40%を超える豊四季台団地地域をモデルとして、高齢社会の安心で豊かな暮らし方・まちのあり方を議論し、実践するために柏市、東京大学、UR都市機構の3者で協定を締結。平成27年にフレイルチェックを開始、翌28年にフレイル予防事業の出前講座、フレイル予防サポーターの養成、研修等を開始しています。

平成29年、かしわフレイル予防ガイドブックの作成、フレイル予防サポーター連絡会の立ち上げ、令和2年度、フレイル予防ポイント制度の開始、フレイルチェック講座後のハイリスク者への専門支援の開始等、コロナ禍においても感染予防対策を考慮して、様々な活動を実施してまいりました。

委員からは、質疑を通じてフレイル予防の推進について評価し、フレイルという言葉の市民への周知・浸透の必要性と取組について、WAONカードを活用したポイント制度の導入、より早い段階での栄養・運動・社会参加の三位一体へのアプローチ、男性の参加を促進するための役割などの工夫、独自の11項目によるフレイルチェックの実施と、フレイル予防サポーターの養成などについて、糸魚川市としても参考になるとの意見が出されました。

また、柏市フレイル予防プロジェクト2025推進委員会に医師会、薬剤師会等、多くの関係機関が参加し、連携していることの意義と、庁内推進部署の連携、さらに、今回説明を行った福祉政策課のような企画部門が必要であるとの意見もありました。

次に、栃木県宇都宮市の重症心身障害者医療的ケア事業及び医療的ケア児支援の連携についてと、うつのみや健康ポイント事業についてであります。

宇都宮市は、東京から100キロメートル、栃木県のほぼ中央に位置し、人口約51万人と首都圏の北の拠点都市として発展しています。

重症心身障害者医療的ケア事業及び医療的ケア児支援の連携については、宇都宮市子ども発達支援センターにおいて市の保健福祉部障がい福祉課から説明を受けました。

宇都宮市では、平成20年度、乳幼児期から就労期に至る一貫した発達支援体制の整備などを図ることを目的に発達支援ネットワーク会議を創設し、最初は啓発を重視した取組が中心でありましたが、これまでに支援計画マニュアルや支援ガイドブックの作成、医療的ケア児台帳の作成を行っています。

令和2年度には、第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画を策定し、関係機関との連携強化を図るとともに、本年度には、訪問看護師が対象者の自宅において、医療的ケアを伴う見守りを実施する在宅レスパイト事業の開始を予定しています。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を医療機関や看護師等を配置している福祉施設において一時的に預かり、保護者の介護による疲労回復や自由な時間を確保することを目的とした、宇都宮市重症障がい児者医療的ケア支援事業を平成20年に創設し、日中一時支援事業のうち、医療的ケアを重点化しました。

実施事業者は、法人格のある医療機関に加え、個人診療所も対象とし、翌21年には看護師等を配置する福祉施設も対象として、同年3か所、後に5か所と契約し、現在は11か所になっています。

この事業においては、事業者の円滑な事業運営を促進するために、医師等の専門職の人件費を考慮した新たな基準額を設け、報酬額との差額分を運営支援費として事業者へ別途支給することにより、原則、報酬額の1割負担となる利用者負担額を引き上げないようにしています。

これら事業の立ち上げから現在の取組に、個人診療所ひばりクリニックの高橋昭彦医師、この方は、2016年、日本医師会赤ひげ大賞の受賞者であります。この方の働きが大きく貢献しており、委員の集約にも高橋医師の存在を上げる意見がありました。

また、糸魚川市とは財政や人口の規模の違いはあるものの、既存の市内施設の有効活用、関連分野の支援を行う機関等との連絡調整を行う体制の整備、乳幼児期から医療、保育、教育、就労に至る途切れのない支援をするための市民への啓発・周知、人材育成、関係者の連携・情報共有などが大切であるとの意見がありました。

うつのみや健康ポイント事業については、平成30年度から市民の健康づくりの取組に対し、インセンティブとしてポイントを付与する事業を実施しています。同事業は18歳以上の市民を対象にしており、スマートフォン用のアプリまたは紙の活動記録票により、活動の記録やポイントの管理を行っています。年間5,000ポイントを上限に、次年度に市施設の利用券や図書カード、プロスポーツチームへの寄付などに交換でき、導入後の平均歩数の増加やBMIの改善などの効果が現れているとのことでした。

委員からは、費用対効果の面などで、健康上の予防効果、医療費の削減、健康寿命がどれだけ延伸しているか、事業費の4割が、利用者の1割である紙利用者のための経費であること、地域通貨やフレイル予防などとの連携を検討できないかなどの意見がありました。

また、健康・福祉・生涯学習などの庁内連携・協力体制の検討が、議会も含め必要ではないかとの意見もありました。

所管事項調査についてであります。

次に、11月1日に所管事項調査を行っておりますので、報告いたします。

調査項目は、新エネルギーについての自治体新電力事業及び新エネルギーの導入状況についてと、新型コロナウイルス感染症対策についての新型コロナウイルスワクチン接種についての2項目であります。

自治体新電力事業及び新エネルギーの導入状況については、担当課より、今年度の自治体新電力会社設立可能性調査業務について、地球温暖化対策推進法など、国の2050年カーボンニュートラルに向けた動きや今後の取組の方向性についての説明がありました。

市では今年度、エネルギーの地産地消、地域経済の域内循環、脱炭素の取組を推進するため、自治体新電力会社設立の可能性について、プロポーザルにより業者を選定し、調査してきたところ、電力市場が高騰しており、契約によっては逆ざやが発生すること、市内の電力事業者からの安価な電力調達は難しいこと等の理由により、当面、自治体新電力会社を設立することは望ましくない。後年のリスクを分析した上で検討していくことが必要であるとの報告がありました。

今後の取組として、省エネの啓発や住宅の省エネ化など、二酸化炭素排出削減に取り組みやすく、

効果の出る事業を国の46%削減目標年度である2030年までの短期として、また、許認可に時間のかかる発電事業などを2050年のカーボンニュートラルまでの中期として進めていきたいと説明がありました。

委員より、予定していた自治体新電力会社の規模についての質疑があり、担当課より、電力の供給先は公共施設を考えており、出力は500万キロワットアワー程度、売上総収入は6,600万円を計画している。発電などの設備は持たず、売上げの中で運営をしていくという形を考えていると答弁がありました。

また委員より、雪の多い糸魚川における太陽光発電の効率についての質疑があり、担当課より、設置年度にもよるが、国は固定価格買取制度の10年間でちょうどパネル代が賄える計算としていて、太陽光パネルを設置した価値を見いだせる位の発電はできると考えていると答弁がありました。

省エネの啓発については、脱炭素の取組の一つであることを市民に周知していき、省エネ家電への入替えを後押しできないか、また市民の省エネの取組の見える化をアプリなどでできないかなど考えたいとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種については、担当課より、新型コロナウイルスワクチン接種実績について、1回目から4回目及びオミクロン株対応ワクチンの年齢別接種人数と接種率についてと、オミクロン株対応ワクチンを令和4年中に全接種対象者に接種する方針の説明があり、接種間隔を3か月に短縮するという報告がありました。

また、新たに生後6か月から4歳までの乳幼児を対象にした接種も開始することになり、11月中旬から接種券の発送を行う予定であること、アレルギー等の理由により接種できなかった12歳以上の市民にノババックス接種の機会を確保し、市内3医療機関で可能になったことの報告もありました。

委員より、ノババックス接種の定員が1か所10人、計30人であることについての質疑があり、担当課より、他市での接種状況を踏まえ決定したが、希望者があれば県と調整し、融通できるか検討したいと答弁がありました。

接種体制についての質疑では、職域接種も加味し、年末までに接種完了できる見込みで計画を立てている。現在、開業医も集団接種の枠も空いていて、予約が取れる状況なので、接種できないということはないと捉えているという答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

議会運営委員会では、去る10月4日から5日に市外調査を行っておりますので、主な内容につきまして、ご報告いたします。

調査項目は、議員の兼業禁止につきまして、ハラスメント防止対策につきまして、2 常任委員会制につきましての3点であります。

まず、議員の兼業禁止につきましては、埼玉県東松山市議会では、市議会議員政治倫理条例の規程の中に、議員の請負契約等に関する遵守事項といたしまして、2 親等規制はあるものの、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならないという努力義務規程となっております。

また、この条例を遵守するための誓約書の提出は、改選時に全議員から、問題なく提出されていることと、条例に違反する疑いのある行為の存否に対する審査の請求事例はないとのことであります。

山梨県甲州市議会では、市議会議員政治倫理規程の規程の中に、当該議員またはその配偶者が経営する企業は、市との契約を辞退するよう努めなければならないという努力義務規程となっておりますが、この規程に違反する疑いのある政治倫理審査会の設置事例はないということであります。

次に、ハラスメント防止対策につきましては、埼玉県東松山市議会では、市議会ハラスメント防止条例を制定しており、これとは別に、政治倫理条例にハラスメント防止の規程があるものの、パワハラ防止が企業でも法的に義務づけとなったことから、議会においてもハラスメント防止規程条例を制定しようという動きの中で、制定に至ったとのことであります。

条例制定に向け、検討協議会を設置し、協議を重ねているさなかに、議員から事務局長及び職員が恫喝を受けるという事案があったとのことでありますが、令和2年12月の条例制定後、規程によるハラスメント行為への議長への相談事例はないとのことでありますし、現在は、大きな声を出す議員はいなくなったとのことであります。

この調査項目に対し、委員より、条例制定の効果として、制定以降、問題が出にくくなったということからも条例制定が必要ではないかとの意見がございました。

次に、2 常任委員会制につきましては、山梨県甲州市議会では、議員定数の検討を含む議会改革の一環として、3つの常任委員会から2つに改編したということでありますが、そのメリットとしては、委員の人数が増えたことで、より深い議論ができる。委員会の活性化につながる。欠席者や欠員が出た場合に、極端に少ない人数にならない。スケジュール調整がしやすくなった。委員会の所属希望がかないやすくなったということ、デメリットとしましては、所管の範囲が広がるため、委員1人当たりの知識や調査の範囲が大幅に増えたとのことであります。

これらのことを踏まえ、次回の委員会以降、これまで継続審査となっておりました事項につきましては、委員会として方針をまとめることとしております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

よろしく申し上げます。1点伺います。

議会改革ということで、2常任委員会にまとめたほうがいいという中で、メリット、デメリットを伺いました。それで、糸魚川市議会と照らし合わせてみた場合に、糸魚川市議会は、前回の選挙でも新人の方が多く当選されてきて、こう言うのは何ですけれども知識・経験はこれからという部分なんです。そういった中におきましても、この3常任委員会を2常任委員会にしていったほうがいいかどうかという点に対しての議論みたいなものが、もしあったとすればお聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

今回というよりも、継続で審査してまいりましたので、まとめてご説明するとすると、結局、今3つあるのを2つの常任委員会にすべきだというのは、この常任委員会制。どうやって所管を分けるのかということにつきましては、分かりやすく言うと総務文教常任委員会を産業部門と教育部門、教育福祉部門に分けて、それぞれの常任委員会にするわけで、特色が同じものを1つにするという考え方ですね。それでやればどうだということで、1つ考え方としては理解をしております。分け方は、絶対ではありませんよ。

それから、次には、賛成の意見といたしましては、先ほど言ったように、また田原議員がご指摘のとおり、経験値をカバーするために2つに分けることによって広い見識の中でいろいろ議論ができるんじゃないか。また、行政に対するチェック機能につきましても、働きやすくなるんじゃないか。また、今回のコロナのようにたくさん休んでも、ある程度委員会としては成立するんじゃないかとの意見があります。

2常任委員会ではなくて、3常任委員会にすべきだというのは、割と新人が集まってる会派のところからそういう声が出るんですね。新人の議員に経験を積ませてあげたいとか、いや役職をやっぱり考えるべきじゃないかと言ったけど、その役職を、多ければ多いほど会期の若い議員にも役が当たりやすくなるという意味なんだろうとは思いますが、そういったことから経験を積ませるべきで、今までどおりやってほしいというふうな意見もあります。今まで論議をしてきましたが、その件につきましては、この12月の議会のうちに1つの方針をしっかりと示して、全議員の皆さん

にお諮りしたいと思います。

田原議員は、お一人の会派でございますので、また言っていただければ、幾らでもそのご意見につきましても拝聴もさせていただきたいし、オブザーバー議員としても十分に発言もできますので、その中で、また発言をしていただければよろしいかなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

詳細にお答えいただきまして、ありがとうございました。

私が1人で会派に属していないものであって、それが今後どのような形で議会の中で発言をしていったらいいかというところまでお考えいただきましたことを感謝申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第77号から同第80号まで、同第89号、同第90号及び同第122号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第77号は、糸魚川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に直接適応されることに伴い、糸魚川市

個人情報保護条例を廃止し、同法で条例に規定することとされている事項等について定めたいため、新たに条例を制定いたしたいものであります。

議案第78号は、糸魚川市情報の通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてでありまして、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政事務の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定いたしたいものであります。

議案第79号は、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新潟県人事委員会の給与勧告に準拠したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第80号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年引上げに関する規程等を整備したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第89号は、おててこ会館の指定管理者の指定についてでありまして、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、指定管理者を糸魚川市おててこ会館管理運営委員会に指定したので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第90号は、能生マリンホールの指定管理者の指定についてでありまして、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、指定管理者を株式会社能生町観光物産センターに指定したので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第122号は、令和4年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億5,000万円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第6．議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで及び同第123号から同第125号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第81号から同第88号まで、同第91号から同第109号まで及び同第123号から同第125号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第81号は、糸魚川市須沢臨海公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、須沢臨海公園パターゴルフ広場の利用者の増加を図るため、使用料の見直し等の所要の改正を行いたいものであります。

議案第82号は、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道事業の経営安定化を図るため、下水道使用料の改定を行いたいものであります。

議案第83号は、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、集落排水事業の経営安定化を図るため、排水処理施設使用料の改定を行いたいものであります。

議案第84号は、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、浄化槽事業の経営安定化を図るため、浄化槽使用料の改定を行いたいものであります。

議案第85号は、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、原料ガス購入価格の変更に伴う料金改定等のため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第86号は、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてでありまして、国土調査事業により、大字、藤崎地内に新たに土地を確認いたしたため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第87号は、字の変更についてでありまして、国土調査事業により、大字、藤崎地内に新たに生じた土地の字を整理し、土地管理を円滑にするため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第88号は、訴えの提起についてでありまして、市内在住者が家賃等を滞納し、市営住宅を不法に占拠しており、再三の催告にも応じないため、訴えにより解決を図りたいため、地方自治法の規程により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第91号から第109号までは、指定管理者の指定についてでありまして、議案第91号及び第92号は、能生海洋公園及び海の資料館 越山丸・マリンミュージアム 海洋をいずれも株式会社能生町観光物産センターに、議案第93号及び第94号は、グリーンメッセ能生及びシャルマン火打スキー場をいずれも火打山麓振興株式会社に、議案第95号は、シーサイドバレースキー場を株式会社糸魚川シーサイドバレーに、それぞれ令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、指定管理者として指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第96号は、白馬山麓国民休養地を株式会社たかなみに、議案第97号は、田屋会館を下田屋自治会に、議案第98号は、下湯川内センターを湯川内農家組合に、議案第99号は、田伏会館を田伏区自治会に、議案第100号は、根小屋多目的集会センターを根小屋区に、議案第101号は、大所ふれあいセンターを大所区に、議案第102号及び第103号は、上早川農村公園及び焼山の里ふれあいセンターを、いずれも焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会に、議案第104号は、木地屋の里を木地屋の里施設管理組合に、議案第105号は、海谷三峽パークを西海地区自治振興協議会に、議案第106号は、雨飾山麓しろ池の森を雨飾山麓しろ池の森管理組合に、議案第107号は、不動滝いこいの里を不動滝管理組合に、議案第108号は、親不知漁港船舶保

管施設を青海町漁業協同組合に、議案第109号は、セイフティコミュニティ広場を越区に、それぞれ令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、指定管理者として指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第123号は、令和4年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）でありまして、主なものは収益的収支で、支出額2億3,490万円を追加し、14億8,910万円といたしたいものであります。

議案第124号は、令和4年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、主なものは収益的収支で、支出額2,200万円を追加し、6億148万円といたしたいものであります。

議案第125号は、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、主なものは収益的収支で、支出額230万円を追加し、3億6,442万円といたしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第110号から同第120号まで及び同第126号から同第129号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第110号から同第120号まで及び同第126号から同第129号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第110号から第120号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第110号は、糸魚川市小柳墓地を小柳納骨霊苑管理会に、議案第111号は、糸魚川市中宿墓地を中宿区に、議案第112号は、糸魚川市下大野墓地を下大野墓地管理会に、議案第113号は、糸魚川市新舟共同墓地を新舟共同墓地組合に、議案第114号は、糸魚川市小坂地区共同墓地を小坂地区共同墓地管理組合に、議案第115号は、糸魚川市今村新田墓地を今村新田墓地管理組合に、議案第116号は、糸魚川市タンク山墓地をタンク山墓地管理組合に、議案第117号は、糸魚川市石垣墓地を石垣墓地管理組合に、議案第118号は、糸魚川市玉ノ木墓地を玉ノ木墓地管理組合に、議案第119号は、障害者地域活動支援センターこまくさを社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、それぞれ令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、指定管理者として指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第120号は、健康づくりセンターを糸魚川健康づくりパートナーズに、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、指定管理者として指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第126号は、令和4年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,284万9,000円を追加いたしたいものであります。

議案第127号は、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ791万7,000円を追加いたしたいものであります。

議案第128号は、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ274万円を追加いたしたいものであります。

議案第129号は、令和4年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ642万7,000円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第121号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第121号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第121号は、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入歳出それぞれ11億1,386万4,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、一般管理費、職員人件費と基金積立金の追加、3款民生費では、生活支援臨時特別給付金事業（新型コロナ対応）と低所得世帯灯油購入費助成事業（新型コロナ対応）の追加、8款土木費では、道路除排雪事業の追加。

次に、歳入につきましては、それぞれの所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正及び地方債の補正は、第2表、第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって、ご承知願います。

日程第9．請願第4号、同第5号、陳情第10号及び同第11号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、請願第4号、同第5号、陳情第10号及び同第11号を一括議題といたします。

本定例会において取り扱うことになる請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第4号は市民厚生常任委員会に、請願第5号及び陳情第10号は建設産業常任委員会に、陳情第11号は総務文教常任委員会に、それぞれ付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午前11時55分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員